

旅行事故対策費用保険約款集

★ 旅行事故対策費用保険普通保険約款および特約 ★

ご契約者の皆様へ

- ・ この保険約款は旅行事故対策費用保険契約についての大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき内容をよくご確認願います。また、ご契約いただいた後は、保険証券とともにご契約満了まで大切に保管くださいますようお願いいたします。
- ・ ご契約後、1か月以上経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが当社までご照会くださいますようお願いいたします。ご照会に際しましては、領収証番号、保険の種類、保険期間（ご契約期間）および取扱代理店名をご連絡願います。
- ・ ご契約後にご通知いただきたい事項については、1ページの「ご契約締結後にご注意いただきたいこと」に記載していますので、必ずご確認ください。
- ・ 当社では皆様の「安心」を常に考え、サービスの向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・ おわかりにくい点、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または当社までお問い合わせください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社



株式会社 損害保険ジャパン



日本興亜損害保険株式会社

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

このたびは当社の旅行事故対策費用保険をご契約いただき
まことにありがとうございます。

代理店の役割

ご契約内容についてのご照会等は取扱代理店または当社までお申し出ください。

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて

当社は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、当社公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせ願います。

ご契約締結後にご注意いただきたいこと

1. ご通知いただく事項について

申込書にご記入（告知）いただいた内容、または保険証券等の記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または当社までご通知ください。

■ ご住所等を変更された場合

ご住所等を変更された場合は、取扱代理店または当社までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■ ご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または当社までご通知ください。

2. 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

事故が起こった場合

事故が発生した場合は、ただちに当社または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■ 事故が起こった場合の連絡先 ■

事故が起こった場合は、ただちに当社取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 ◆おかけ間違いにご注意ください。

0120-727-110 (24時間365日対応)

保険金ご請求の手続き

保険金の支払事由に該当するご通知をいただいた場合は、当社から保険金請求手続きのご案内をいたします。保険金のご請求内容により必要な書類が異なりますので、当社からご案内する書類を提出してください。

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

ご契約が満期になったら

ご契約の満期日までに、ご継続のご案内をいたしますが、万一ご案内がない場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。ご継続のご案内をいたします。

(注) 告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

適用される保険約款

旅行事故対策費用保険普通保険約款のほか保険証券の特約欄に記載された特約が適用されます。普通保険約款および各特約の内容については次ページ以降をご覧ください。

また、以下の自動でセットされる特約（自動セット特約）についてもご確認ください。

<すべてのご契約>

【戦争危険等免責に関する一部修正特約】

旅行事故対策費用保険には、テロ行為^(※)全般を補償の対象とする特約（戦争危険等免責に関する一部修正特約）が自動セットされます。

本特約によって、テロ行為^(※)全般について保険金をお支払いいたします。

なお、本特約はあくまでテロ行為^(※)に限定して保険金をお支払いする内容となっておりますので、テロ行為^(※)ではない軍力による戦争、外国の武力行使や内乱等は保険金のお支払いの対象となりません。

(※) 政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

旅行事故対策費用保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
救援者	旅行者の捜索（注1）、看護または事故処理を行う目的をもって現地に赴くその旅行者の法定相続人（注2）をいいます。 （注1） 捜索 捜索、救助または移送をいいます。 （注2） 法定相続人 その代理人を含みます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1） 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 （注2） 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
契約年度	初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
現地	事故発生地または旅行者の収容地をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部について支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注） 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	見舞費用保険金、救援者費用保険金、事故対応費用保険金および臨時費用保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行	保険証券記載の旅行をいいます。
旅行者	旅行に参加する旅行者をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、旅行者が、①ア. からエ. までに掲げる事由によって②ア. からエ. までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この普通保険約款に従い、保険金を被保険者に支払います。

① ア. 急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったこと。

イ. 急性中毒（注1）にかかったこと。

ウ、急激かつ偶然な外来の事故により遭難したと。

エ、身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられたこと。

② ア、責任期間中に①ア、の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡または通算して7日以上入院（注2）した場合

イ、責任期間中に①イ、の急性中毒（注1）にかかり、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡または通算して7日以上入院した場合

ウ、責任期間中に①ウ、の遭難をして、48時間を経過してもなお発見されない場合

エ、責任期間中に①エ、の事由が生じた場合

(2) (1)の②ア、およびイ、の入院の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注3）であるときには、その処置日数を含みます。

（注1）急性中毒

身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した結果急激に生ずる中毒症状をいい、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

（注2）入院

他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため旅行者以外の医師が必要と認めた場合にかぎり、以下同様とします。

（注3）処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する事由によって旅行者が前条(1)の②ア、からエ、までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

② 旅行者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用にかぎり、

③ 旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用にかぎり、

④ 旅行者が次のア、またはイ、のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用にかぎり、

ア、法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車等を運転している間

イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

⑤ 旅行者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用にかぎり、

⑥ 旅行者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 旅行者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。

⑧ 旅行者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた事故

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

⑩ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑪ ⑨もしくは⑩のいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質（注3）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、国内旅行を目的とする旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の①または②のいずれかに該当する事由によって旅行者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア、からエ、までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しても、

保険金を支払いません。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、旅行者が次の①から③までに掲げる間に生じた第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用にかぎりです。

- ① 旅行者が別表1に定める運動等を行っている間
- ② 旅行者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間
 - ア. 自動車等、モーターボートを用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 自動車等、モーターボートを用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により自動車等、モーターボートを使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令により許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条（見舞費用保険金の支払）

- (1) 当社は、旅行者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当したため、その旅行者またはその旅行者の法定相続人に対して被保険者が負担した次の①または②の費用を、見舞費用保険金として支払います。

- ① 弔慰金
旅行者が死亡した場合に負担した費用をいいます。以下同様とします。
- ② 見舞金
旅行者が死亡以外の場合に負担した費用をいいます。以下同様とします。

- (2) (1)の規定により当会社が支払うべき見舞費用保険金の額は、保険期間を通じ第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当した旅行者1名につき、弔慰金の場合は30万円、見舞金の場合は10万円を限度とし、かつ、弔慰金と見舞金が重複した

場合は30万円を限度とします。

第7条（救援者費用保険金の支払）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当した旅行者の捜索(注)、看護または事故処理を行う目的をもって現地に赴いた救援者に対して、被保険者が負担した次の①から③までの費用を、救援者2名分を限度に、救援者費用保険金として支払います。

- ① 交通費
救援者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費をいいます。
- ② 宿泊費
現地における救援者の宿泊費をいい、1名につき14日分を限度とします。
- ③ 渡航手続費
旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。以下同様とします。

- (2) 当社は、旅行者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当したため、被保険者が負担した次の①から③までの費用を、救援者費用保険金として支払います。

- ① 遺体移送費
死亡した旅行者の遺体を現地からその旅行者の住所まで移送した費用をいいます。
- ② 遺体処理費
現地および移送中における遺体処理に要した費用をいいます。
- ③ 傷者移送費
通算して7日以上入院した旅行者を、現地からその旅行者の住所まで移送した費用およびこれに付き添った医師、看護師の護送費をいいます。ただし、その旅行者が通常要する運賃は含みません。

- (注) 捜索
捜索、救助または移送をいいます。

第8条（事故対応費用保険金の支払）

- (1) 当社は、旅行者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当したため、被保険者が負担した次の①から④までの費用を、事故対応費用保険金として支払います。ただし、旅行者に同条(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由が生じた日からその日を含めて180日以内に負担した費用にかぎりです。

- ① 被保険者がその役員、使用人またはこれらの代理人(注1)を現地に派遣した場合の次のア. からエ. までの費用
 - ア. 交通費
現地までの往復交通費および現地交通費をいいます。
 - イ. 宿泊費

ウ. 渡航手続費

エ. 出張手当

1人1日につき1万円を限度とします。ただし、出張規定の定めがない場合は、1人1日につき5千円とします。

② ランドオペレーター（注2）に事故対応のために支払った費用

1人1日につき1万円かつ通算して50人日分を限度とします。

③ 被保険者が必要とした通信費用

④ 被保険者が旅行者の法定相続人またはその代理人と応対した場合の次のア. またはイ. の緊急応対関係費用

ア. ホテル、事務所等の対応施設借上げ費用

イ. 旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所（注3）を訪問した場合の交通費および宿泊費（注4）

(2) (1)のほか、当会社は、第2条（保険金を支払う場合）

(1)の②ウ. に該当した旅行者の搜索活動のために被保険者が負担した現地搜索費用を、事故対応費用保険金として支払います。ただし、旅行者に同条(1)の①ウ. の事由が生じた日からその日を含めて180日以内に負担した費用にかぎります。

(注1) 代理人

被保険者の下請人をいいます。

(注2) ランドオペレーター

海外において地上手配業務を業とする者をいいます。

(注3) 被保険者の指定する連絡場所

現地以外の場所をいいます。

(注4) 宿泊費

1名につき14日分を限度とします。

第9条（臨時費用保険金の支払）

(1) 当会社は、第7条（救援者費用保険金の支払）および前条の保険金が支払われる場合において、被保険者が臨時に負担した費用に対して、第7条および前条の保険金の合計額の20%に相当する額を臨時費用保険金として支払います。ただし、第7条および前条の保険金の合計額には、前条(1)の①エ. は含まれません。

(2) (1)の規定により当会社が支払うべき臨時費用保険金の額は、保険期間を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。

30万円×第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当した旅行者数

第10条（保険金の支払）

当会社は、第6条（見舞費用保険金の支払）から前条までの費用のうち、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして社会通念上妥当な部分に

ついてのみ保険金を支払います。

第11条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、見舞費用保険金、救援者費用保険金、事故対応費用保険金および臨時費用保険金を合算して、次の算式によって算出した額を限度とします。

第2条（保険金を支払う場合）(1)の
保険証券記載の保険金額 × ②ア. からエ. までのいずれかに該当した旅行者数

第12条（死亡の推定）

旅行者が搭乗する航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、旅行者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. の傷害によって死亡したものと推定します。

第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が被保険者が負担した費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

被保険者の負担した費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3章 基本条項

第14条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に旅行者に第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由が生じたため被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

- (4) 旅行者が乗客として搭乗する航空機、船舶等の交通乗用具が保険期間の末日の午後12時までには旅行の最終目的地に到着を予定されているにもかかわらず遅延した場合は、(1)の規定にかかわらず、保険責任の終期は自動的に24時間を限度として延長されるものとし、

第15条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 旅行者に第2条(保険金を支払う場合)(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由が発生する前に、保険契約者または被保険者が、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとし、
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が、旅行者に第2条(保険金を支払う場合)(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由が発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに旅行者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当したことにより発生した費用については適用しません。

(注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者

が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第16条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第17条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。

第18条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、旅行者が死亡し、旅行に参加する旅行者がいなくなった場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第19条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第20条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第21条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として旅行者に第2条(保険金を支払う場合)(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者ま

たは被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当社は、被保険者が(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が旅行者に第2条(保険金を支払う場合)(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由が発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた費用については適用しません。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第22条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条(保険料の取扱い—告知義務等の場合)

- (1) 第15条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に旅行者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第24条(保険料の取扱い—無効の場合)

- (1) 第17条(保険契約の無効)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険期間が1年を超える保険契約の無効の場合は、当会社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、(1)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

第25条(保険料の取扱い—失効の場合)

- (1) 第18条(保険契約の失効)の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 保険期間が1年を超える保険契約の失効の場合は、当会社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、(1)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

第26条(保険料の取扱い—取消しの場合)

第19条(保険契約の取消し)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当社は、保険料を返還しません。

第27条(保険料の取扱い—解除の場合)

- (1) 第15条(告知義務)(2)、第21条(重大事由による解除)(1)または第23条(保険料の取扱い—告知義務等の場合)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第20条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、

当社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いてその残額を返還します。

- (3) 保険期間が1年を超える保険契約の解除の場合は、その解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、(1)および(2)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

第28条 (事故の通知)

- (1) 旅行者に第2条(保険金を支払う場合)(1)の①アからエ、までの事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から④までに掲げる事項を履行しなければなりません。

① 旅行者に第2条(保険金を支払う場合)(1)の①アからエ、までの事由が生じた日からその日を含めて30日以内にその事由の発生の状況、日時、場所、旅行内容および旅行者の住所、氏名を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは旅行者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

③ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。

④ ①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

- (2) 旅行者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)の①、③もしくは④または(2)に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

② (1)の②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第29条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとし

- ます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑫までに掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当社の定める事故状況報告書

④ 被保険者の印鑑証明書

⑤ 旅行者であることを確認するに必要な書類

⑥ 公の機関(注)の事故証明書

⑦ 旅行者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書

⑧ 旅行者が通算して7日以上入院した場合は、入院日数を記載した病院または診療所の証明書類

⑨ 各費用の支出明細書およびその支出を証明する書類

⑩ 被保険者の役員および社員の出張規定の写し

⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)

⑫ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

- (3) 当社は、事故の内容および費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

第30条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用発生の有無、被保険者に該当する事実および旅行者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、事故と費用との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- （注1） 請求完了日
被保険者が前条(2)の規定による手続を完了し

た日をいいます。

（注2） 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4） これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第31条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第28条（事故の通知）の通知または第29条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、旅行者の第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. までの事由の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した旅行者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1） 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2） 費用

収入の喪失を含みません。

第32条（時効）

保険金請求権は、第29条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第33条（代位）

(1) 当会社が、第6条（見舞費用保険金の支払）の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者とその費用について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

(2) 当会社が第7条（救援者費用保険金の支払）から第9条（臨時費用保険金の支払）までに規定する費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金（注）を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を保険金（注）として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金（注）が支払われていない費用の額を差し引いた額

(3) (2)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険

者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(4) 保険契約者または被保険者は、当社が取得する(2)または(3)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 保険金
見舞費用保険金を除きます。

第34条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

第35条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第5条 (保険金を支払わない場合—その3) ①の運動等

山岳登山 (注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注2) 操縦 (注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいいます。

(注2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等をいいます。) を除きます。

別表2

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
2日まで	4
3日まで	5
5日まで	8
7日まで	10
10日まで	11
14日まで	13
17日まで	14
21日まで	16
24日まで	17
27日まで	19
1か月まで	20
45日まで	24
2か月まで	28
3か月まで	36
4か月まで	44
5か月まで	51
6か月まで	58
7か月まで	65
8か月まで	72
9か月まで	79
10か月まで	86
11か月まで	93
1年まで	100

天災危険補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ①または②の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する事由によって旅行者が同第2条 (保険金を支払う場合) (1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しても、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条 (保険金の支払時期)

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第30条 (保険金の支払時期) (2)のほか、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当社は、請求完了日 (注) からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

- (注) 請求完了日
被保険者が普通保険約款第29条(保険金の請求)
(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

見舞費用保険金対象外特約

- (1) 当社は普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)および第6条(見舞費用保険金の支払)の規定にかかわらず見舞費用保険金を支払いません。
- (2) 普通保険約款第11条(当社の責任限度額)は救済者費用保険金、事故対応費用保険金および臨時費用保険金についてのみ適用があるものとします。

疾病危険等補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)③および⑤から⑦までの規定にかかわらず、旅行者が、次の①から④までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この特約の規定に従い、普通保険約款の保険金を被保険者に支払います。
- ① 旅行者が死亡した場合で、次のア. またはイ. のいずれかに該当したとき。
- ア. 疾病(注1)または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡したとき。
- イ. 責任期間中に発病した疾病(注1)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。
- ② 旅行者が責任期間中に発病した疾病(注2)を直接の原因として継続して、7日以上入院(注3)した場合。ただし、責任期間中に治療を開始した場合にかぎります。
- ③ 旅行者が自殺行為を行った場合で、次のア. またはイ. のいずれかに該当したとき。
- ア. 責任期間中に自殺行為を行った旅行者が、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- イ. 旅行者が責任期間中に行った自殺行為を直接の原因として継続して、7日以上入院(注3)したとき。
- ④ 旅行者が責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合
- (2) (1)の②および③イ. の入院の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師に

より「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注4)であるときには、その処置日数を含みます。

- (注1) 疾病
妊娠、出産、早産および流産を含みません。
- (注2) 疾病
妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- (注3) 入院
他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のためその旅行者以外の医師が必要と認めた場合にかぎります。
- (注4) 処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3条(保険金を支払わない場合—その1)の規定中「前条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の①から④まで」
- ② 第6条(見舞費用保険金の支払)(1)および(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の①から④まで」
- ③ 第7条(救済者費用保険金の支払)(1)および(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の①から④まで」、同条(2)の③の規定中「傷者移送費」とあるのは「移送費」
- ④ 第8条(事故対応費用保険金の支払)(1)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の①から④まで」
- ⑤ 第9条(臨時費用保険金の支払)(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の①から④まで」
- ⑥ 第11条(当社の責任限度額)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の①から④まで」
- ⑦ 第13条(他の保険契約等がある場合の保険金の支

払額) (1)の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)」

- ⑧ 第14条(保険責任の始期および終期) (3)の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)の①から④まで」
- ⑨ 第15条(告知義務) (3)の③の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)の①から④まで」
- ⑩ 第15条(4)の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)の①から④まで」
- ⑪ 第15条(5)の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)の①から④まで」
- ⑫ 第21条(重大事由による解除) (1)の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)の①から④まで」
- ⑬ 第21条(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)の①から④まで」、「第2条(保険金を支払う場合) (1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)の①から④まで」
- ⑭ 第23条(保険料の取扱い—告知義務等の場合) (5)の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)の①から④まで」
- ⑮ 第28条(事故の通知) (1)の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)の①から④まで」
- ⑯ 第29条(保険金の請求) (1)の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)」
- ⑰ 第31条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) (1)の規定中「第2条(保険金を支払う場合) (1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合) (1)の①から④まで」

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

疾病危険等補償特約(見舞費用)

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1) ③および⑤から⑦までの規定にかかわらず、旅行者が、次の①から④までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この特約の規定に従い、普通保険約款の見舞費用保険金を被保険者に支払います。

① 旅行者が死亡した場合で、次のア. またはイ. のいずれかに該当したとき。

ア. 疾病(注1)または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡したとき。

イ. 責任期間中に発病した疾病(注1)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。

② 旅行者が責任期間中に発病した疾病(注2)を直接の原因として継続して、7日以上入院(注3)した場合。ただし、責任期間中に治療を開始した場合にかぎります。

③ 旅行者が自殺行為を行った場合で、次のア. またはイ. のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に自殺行為を行った旅行者が、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。

イ. 旅行者が責任期間中に行った自殺行為を直接の原因として継続して、7日以上入院(注3)したとき。

④ 旅行者が責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合

(2) (1)の②および③イ. の入院の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注4)であるときには、その処置日数を含みます。

(注1) 疾病

妊娠、出産、早産および流産を含みません。

(注2) 疾病

妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

(注3) 入院

他の病院または診療所に移転した場合は、移

転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のためその旅行者以外の医師が必要と認めた場合にかぎりです。

(注4) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3条（保険金を支払わない場合—その1）の規定中「前条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ② 第6条（見舞費用保険金の支払）(1)および(2)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ③ 第11条（当会社の責任限度額）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ④ 第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)」
- ⑤ 第14条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑥ 第15条（告知義務）(3)の③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑦ 第15条(4)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑧ 第15条(5)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑨ 第21条（重大事由による解除）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑩ 第21条(2)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」、

「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」

- ⑪ 第23条（保険料の取扱い—告知義務等の場合）(5)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑫ 第28条（事故の通知）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑬ 第29条（保険金の請求）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)」
- ⑭ 第31条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

疾病危険等補償特約（社員派遣費用用）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）③および⑤から⑦までの規定にかかわらず、旅行者が、次の①から④までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この特約の規定に従い、普通保険約款第8条（事故対応費用保険金の支払）(1)の①に規定する費用を被保険者に支払います。

- ① 旅行者が死亡した場合で、次のア. またはイ. のいずれかに該当したとき。
 - ア. 疾病（注1）または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡したとき。
 - イ. 責任期間中に発病した疾病（注1）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合にかぎり。
- ② 旅行者が責任期間中に発病した疾病（注2）を直接の原因として継続して、7日以上入院（注3）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始した場合にかぎり。

- ③ 旅行者が自殺行為を行った場合で、次のア. またはイ. のいずれかに該当したとき。
- ア. 責任期間中に自殺行為を行った旅行者が、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- イ. 旅行者が責任期間中に行った自殺行為を直接の原因として継続して、7日以上入院（注3）したとき。
- ④ 旅行者が責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合
- (2) (1)の②および③イ. の入院の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注4）であるときには、その処置日数を含みます。
- （注1） 疾病
妊娠、出産、早産および流産を含みません。
- （注2） 疾病
妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- （注3） 入院
他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のためその旅行者以外の医師が必要と認めた場合にかぎりません。
- （注4） 処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3条（保険金を支払わない場合—その1）の規定中「前条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ② 第8条（事故対応費用保険金の支払）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ③ 第11条（当会社の責任限度額）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ④ 第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支

払額）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)」

- ⑤ 第14条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑥ 第15条（告知義務）(3)の③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑦ 第15条(4)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑧ 第15条(5)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑨ 第21条（重大事由による解除）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑩ 第21条(2)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」、
「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑪ 第23条（保険料の取扱い—告知義務等の場合）(5)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由によって同条(1)の②ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑫ 第28条（事故の通知）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」
- ⑬ 第29条（保険金の請求）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)」
- ⑭ 第31条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)の①ア. からエ. まで」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から④まで」

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

見舞費用保険金に関する特約

当社は、普通保険約款第6条（見舞費用保険金の支払）(2)の規定にかかわらず当社が支払うべき見舞費用保険金の額を、保険証券記載の額を限度とします。ただし、弔慰金と見舞金が重複した場合は、保険証券記載の弔慰金を限度とします。

支払責任の拡大に関する特約

第1条（保険金を支払う場合の変更）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）(1)の②を次のとおり読み替えて適用します。

- 「② ア. 責任期間中に①ア. の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡または通算して3日以上入院（注2）した場合
イ. 責任期間中に①イ. の急性中毒（注1）にかかり、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡または通算して3日以上入院した場合
ウ. 責任期間中に①ウ. の遭難をして、48時間を経過してもなお発見されない場合
エ. 責任期間中に①エ. の事由が生じた場合」

第2条（保険金を支払わない場合の変更）

当社は、この特約により、暴動（注）によって旅行者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しても、普通保険約款の規定にしたがい保険金を支払います。

（注） 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第3条（見舞費用保険金の支払の変更）

当社は、普通保険約款第6条（見舞費用保険金の支払）(1)を次のとおり読み替えて適用します。

- 「(1) 当社は、旅行者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. もしくはイ. に該当した場合で通算して7日以上入院したため、または同条(1)の②ウ. もしくはエ. に該当したため、その旅行者またはその旅行者の法定相続人に対して被保険者が負担した次の①または②の費用を、見舞費用保険金として支払います。
① 弔慰金

旅行者が死亡した場合に負担した費用をいいます。以下同様とします。

② 見舞金

旅行者が死亡以外の場合に負担した費用をいいます。以下同様とします。」

第4条（救援者費用保険金の支払の変更）

当社は、普通保険約款第7条（救援者費用保険金の支払）(1)を次のとおり読み替えて適用します。

- 「(1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. からエ. までのいずれかに該当した旅行者の搜索（注）、看護または事故処理を行う目的をもって現地に赴いた救援者に対して、被保険者が負担した次の①から③までの費用を、救援者1名分（第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. もしくはイ. に該当した場合で旅行者が通算して7日以上入院したとき、または同条(1)の②ウ. もしくはエ. に該当したときは2名分とします。）を限度に、救援者費用保険金として支払います。

① 交通費

救援者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費をいいます。

② 宿泊費

現地における救援者の宿泊費をいい、1名につき14日分を限度とします。

③ 渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。以下同様とします。」

第5条（事故対応費用保険金の支払の変更）

当社は、普通保険約款第8条（事故対応費用保険金の支払）(1)を次のとおり読み替えて適用します。

- 「(1) 当社は、旅行者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の②ア. もしくはイ. に該当した場合で通算して7日以上入院したため、または同条(1)の②ウ. もしくはエ. に該当したため、被保険者が負担した次の①から④までの費用を、事故対応費用保険金として支払います。ただし、旅行者に同条(1)の①ア. からエ. までに掲げる事由が生じた日からその日を含めて180日以内に負担した費用にかぎりません。

- ① 被保険者がその役員、使用人またはこれらの代理人（注1）を現地に派遣した場合の次のア. からエ. までの費用

ア. 交通費

現地までの往復交通費および現地交通費をいいます。

イ. 宿泊費

ウ. 渡航手続費

エ. 出張手当

1人1日につき1万円を限度とします。ただし、出張規定の定めがない場合は、1人1日につき5千円とします。

② ランドオペレーター（注2）に事故対応のために支払った費用

1人1日につき1万円かつ通算して50人日分を限度とします。

③ 被保険者が必要とした通信費用

④ 被保険者が旅行者の法定相続人またはその代理人と応対した場合の次のア. またはイ. の緊急応対関係費用

ア. ホテル、事務所等の対応施設借上げ費用

イ. 旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所（注3）を訪問した場合の交通費および宿泊費（注4）」

第6条（疾病危険等補償特約の保険金を支払う場合の変更）

当会社は、疾病危険等補償特約が付帯されている場合は、同特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の②および③を次のとおり読み替えて適用します。

「② 旅行者が次のア. またはイ. のいずれかの疾病（注2）を直接の原因として継続して、3日以上入院（注3）した場合。

ア. 責任期間中に発病した疾病（注2）。ただし、責任期間中に治療を開始した場合にかぎりません。

イ. 責任期間開始前に発病した疾病（注2）。ただし、責任期間中に入院（注3）を開始した場合にかぎりません。

③ 旅行者が自殺行為を行った場合で、次のア. またはイ. のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に自殺行為を行った旅行者が、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。

イ. 旅行者が責任期間中に行った自殺行為を直接の原因として継続して、3日以上入院（注3）したとき。」

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

戦争危険等免責に関する一部修正特約

(1) 当会社は、この特約に従い、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）。ただし、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・

個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。」

(2) 当会社は、この保険契約に付帯された他の特約に、(1)と同じ規定がある場合は、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社（注）は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注） 引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付

② 保険料の収納および受領または返戻

③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認

⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認

⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等

⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査

⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領

⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全

⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に

対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

◆おかけ間違いにご注意ください。

保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

【保険金支払ご相談窓口】 0120-668-292

<受付時間> 平 日：午前9時～午後5時
(土・日・祝日、12/31～1/3はお休みとさせていただきます。)

保険金支払いの無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、すでに当社がお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、当社窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

【無責免責不服申立窓口】 0120-388-885

<受付時間> 平 日：午前10時～午後6時
(土・日・祝日、12/31～1/3はお休みとさせていただきます。)

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明書などで確認させていただくことがあります。

2. お申し立て後の対応

「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けした不服申し立てにつきましては、当社が設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。

その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808 (通話料有料)

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

<受付時間> 平 日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日、年末年始はお休みとさせていただきます。)

<インターネットホームページ> <http://www.sonpo.or.jp/>

◆おかけ間違いにご注意ください。

お客さま総合窓口

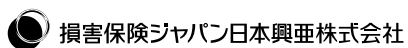
●当社への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

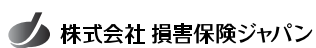
【窓口：損保ジャパン／損保ジャパン日本興亜カスタマーセンター】 **0120-888-089**

【窓口：日本興亜損保カスタマーセンター】 **0120-919-498**

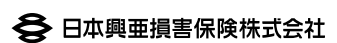
<受付時間（全社共通）> 平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時
（12/31～1/3はお休みとさせていただきます。）



〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL.03-3349-3111
URL <http://www.sjnk.co.jp/>



〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL.03-3349-3111
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>



〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL.0120-919-498
URL <http://www.nipponkoa.co.jp/>